

資 料

## 新 E U パック旅行指令の考慮理由

高 橋 弘

新 E U パック旅行指令の法文作成に際して立法者が考慮した諸理由を以下に訳しておく。この考慮理由は、位置的には、新 E U パック旅行指令条文の前に置かれている。

パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistungen* に関する、欧州議会及び閣僚理事会の E G 規則第 2006/2004 号及び E U 指令第 2011/83 号の改正に関する、並びに閣僚理事会指令 90/314/EWG 指令の廃止に関する、欧州議会及び閣僚理事会の E U 指令第 2015/2302 号

欧州連合の欧州議会及び閣僚理事会は、  
欧州連合機能条約に、とりわけ第 114 条に、依拠して、  
欧州委員会の提案に基づいて、  
各国議会への立法行為草案の送達後に、  
欧州経済社会委員会の態度表明後に、  
地域委員会の聴取後に、  
正規の立法手続きにより、

以下の諸理由を考慮して、すなわち、

(1) 閣僚理事会の EWG 指令第 90/314 号において、パック旅行における一連の重要な消費者の権利が、とりわけ、情報提供義務、パック旅行の構成要素である給付についての事業者の責任、及び旅行主催者又は旅行仲介人の倒産からの

保護が、定められた。むろん、法的な枠組みは、市場の発展に適合し、かつより良く域内市場に適応させられなければならない。同時に、不明確さは一掃され、かつ規制の欠缺は埋められなければならない。

(2) 観光は、欧州連合の国民経済にとり重要な意義を有している。パック旅行、パック休暇旅行及びパック周遊旅行（以下では、「パック旅行」という）は、旅行市場の重要な部分を形成している。この市場は、EWG 指令第 90/314 号の発出以降大きく変遷した。伝統的な販売方法に加えて、インターネットが、旅行給付の申込み又は販売に関する手段として著しく重要性を増してきた。旅行給付は、前もって組み合わせられたパック旅行の伝統的な形式で提供されるだけでなく、しばしば顧客の条件に従って組み合わせられている。旅行給付のこうした組み合わせの多くは、法的にみて「グレーゾーン」の中にあり、又は EWG 指令第 90/314 号の適用範囲からは明確に把握されない。本指令によって、このような旅行給付の保護がこうした発展に適合させられ、透明性が高められ、かつ旅行者と事業者に法的安定性がより多く提供されるべきである。

(3) 欧州連合機能条約 (AEUV) 第 169 条第 1 項及び第 169 条第 2 項 a の規定は、欧州連合が、AEUV 第 114 条の規定により発出する措置により、高度の消費者保護水準の達成のために寄与することを定めている。

(4) EWG 指令第 90/314 号は、加盟各国に広範な国内法化の余地を委ねている。それゆえ、加盟各国のその時々々の法に著しい相違が存している。異なる規制が、結果として事業者にとってより高いコストを伴い、事業者が他の加盟各国において取引活動を拡大する準備を妨げ、それと共に選択可能性の面で消費者を制限している。

(5) AEUV 第 26 条第 2 項及び第 49 条の規定により、域内市場は、商品及びサービスの自由な取引並びに居住・営業の自由が保障されている域内境界のない地域 *Raum ohne Binnengrenzen* を含んでいる。パック旅行及びリンクされた旅行給付 *verbundene Reiseleistung* の場合に消費者に真の域内市場を創造するために、パック旅行及びリンクされた旅行給付から生ずる権利義務は、高い消費者保護

水準とこの業界の事業者の競争力との間のバランスのとれた関係が保障されるように、調和されなければならない。

(6) パック旅行市場の境界を越えた広がり、欧州連合では今のところ完全には利用されていない。加盟各国間の旅行保護における相違が、旅行者がパック旅行及びリンクされた旅行給付を他の加盟国で購入することを妨げており、かつ旅行主催者及び旅行仲介人から他の加盟国でその給付を提供したい気持ちを奪っている。旅行者及び事業者が域内市場の利点を完全に利用することができ、かつ同時に広く連合内で高い消費者保護水準が認められるためには、パック旅行及びリンクされた旅行給付についての加盟各国の法規定がさらに同一化されなければならない。

(7) パック旅行及びリンクされた旅行給付を購入するほとんどの旅行者は、欧州連合の消費者法の意味での消費者である。むろん、消費者と同じ予約ルートを通じて取引上又は職業上の目的で旅行を予約する小事業者の代表又はビジネスマンと消費者とを区別することは、容易ではない。このような旅行者は、しばしば消費者に匹敵するような保護を必要としている。しばしば多数の旅行予約のために又は指定の期間につき、たとえば旅行代理店と締結される一般協定に基づいて旅行手配を申し込む事業者又は団体も存在する。この種の旅行手配は、消費者が必要とすると同一程度の保護を要しない。それゆえ、本指令は、もし自由職業の構成メンバー又は自営業者もしくはその他の自然人を含む出張旅行者が一般協定に基づいて旅行するのでないときには、彼らに適用されるべきである。さらにまた欧州連合法で使用されている消費者の概念の定義との混同を避けるために、本指令に基づいて保護される人は、「旅行者」と表示されるべきである。

(8) 旅行給付は多様な方法で組み合わせられるから、とりわけ、個々の旅行給付が、その手はず通りの実施につき旅行主催者が責任を負う唯一の旅行製品に組み合わせられるときに、通常、旅行者がパック旅行と関連づけている特徴を示す旅行給付の全ての組み合わせをパック旅行と見なすことが勧告される。

欧州連合の裁判所の判決と合致して、旅行給付が、すでに旅行者とのコンタクトの前に、旅行者の希望により、又は旅行者の事前の選択に従って、組み合わせられたかどうかは区別されるべきではない。この原則は、予約が有形の販売所を有する事業者を介して行われるか、又はオンライン販売所を有する事業者を介して行われるかとは関わりなく、適用されるべきである。

(9) 透明性のために、パック旅行は、リンクされた旅行給付とは区別されるべきである。リンクされた旅行給付の場合には、有形の販売所を有する事業者又はオンライン販売所を有する事業者が、旅行給付の取得に際して旅行者を支援しており、かつ旅行給付のさまざまな提供につき、なかなづくリンクされた予約手続きを介して旅行者が、パック旅行の特徴を明示していない、それゆえに、パック旅行契約に義務づけられているあらゆる義務の適用が適当でない、契約を締結している。

(10) 市場の発展に伴って、まず第一に旅行給付が提供又は取得される態様、並びに旅行者が合理的な判断によりこの指令によって保護されることを期待してもよい事由、に関する選択的、客観的な基準に基づいて、パック旅行を詳細に定義することが勧告される。たとえば、さまざまな種類の旅行給付が唯一の販売所から同一の旅行のために取得されるとき、及びこれらの旅行給付が旅行者の支払同意前に、すなわち同一の予約過程の枠内で、選択されたとき、又はこのような給付が包括代金もしくは総代金で提供され、販売されもしくは考慮されているとき、及びかような給付が当該旅行給付間の密接な結びつきを示す「パック旅行」もしくは類似の名称のもとに取得又は販売されているとき、がそうである。たとえば「組み合わせ旅行 **Kombireise**」「全て込みで **All Inclusive**」又は「全部揃った提供商品 **Komplettangebot**」は、この類似の名称たりうる。

(11) そのほかに、(旅行贈答箱 **Reise-Geschenkbox** の場合のように) 事業者が旅行者に様々な旅行給付の中から選択を行う権限を与える契約の締結後に組み合わせられる旅行給付は、パック旅行契約として有効であることも明示されるべきである。旅行者の氏名、支払データ及びEメールアドレスが事業者間で伝送

され、かつ最初の旅行給付の予約後遅くとも 24 時間内にまた別の契約が締結されるときには、こうした旅行給付の組み合わせもパック旅行とみなされるべきである。

(12) リンクされた旅行給付は、たとえ給付が同一の旅行に関係していても、旅行者が独立に別々にかつしばしば異なる時に予約する旅行給付から、区別されるべきである。その上、オンラインによって提供されるリンクされた旅行給付は、旅行者との契約締結を目的としていないリンクされたウェブサイト *verlinkten Website* から、並びに、例えばホテルや催しの主催者がそのウェブサイトに、催しの予約とは無関係に催し地への運送を提供する全経営者のリストを挙げているとき、又は、ウェブサイト上での広告の場所取りにクッキーやメタデータが利用されているときのように、それを介して旅行者が単に一般に他の旅行給付について情報提供されている電子式リンク *elektronische Link* から、区別されるべきである。

(13) それを利用して販売所へのただ 1 回の訪問又は販売所とのただ 1 回のコンタクトを機縁として個々の給付提供者との別々の契約を旅行者が締結する、有形の販売所を有する事業者及びオンライン販売所を有する事業者のために、並びに最初の旅行給付の予約の確認後遅くとも 24 時間内に契約が締結されるときに、たとえばリンクされたオンライン予約手続きを介して他の事業者の追加的な旅行給付の少なくとも 1 つの取得を適切に仲介するオンライン販売所を有する事業者のために、特別規定が定められるべきである。このような仲介は、しばしば商業上のつながりに支えられており、かつ、たとえばクリック数や売上高に依拠しうるこれに使用される決算方法を無視して、追加的な旅行給付の取得を仲介する事業者と他の事業者との間の報酬を内容として含んでいる。これらの規定は、たとえば、航空便や鉄道旅行のような最初の旅行給付の予約の確認に際して、給付提供者又は旅行仲介人の予約ポータルへの電子式リンクと共に、目的地でのホテル宿泊のような追加的な旅行給付を予約する勧誘を受けるときに、適用されるであろう。このような旅行給付は、なるほど旅行主催者

が全ての旅行給付の正常な実施につき責任を負うことになる本指令の意味でのパック旅行ではないが、このリンクされた旅行給付は、しばしばパック旅行と密接な競争関係にある別の取引モデルである。

(14) 倒産の場合に支払代金額の払い戻しと旅行者の帰路運送とを保証していることの十分な証明をする義務は、リンクされた旅行給付についても適用され、それによって公正な競争と旅行者の保護とが保障される。

(15) 個別旅行給付としてのただ1つの旅行給付の取得は、パック旅行でもリンクされた旅行給付でもない。

(16) より大きな透明性のために、かつそれによって旅行者が意識的に市場でのさまざまな種類の旅行手配の間で決定することができるようにするために、事業者は、旅行者の支払同意の前に、事業者の提供しているのがパック旅行なのかリンクされた旅行給付なのかを明確に表示し、かつ当該保護水準に関する情報を提供する義務を負う。提供された旅行製品の法的性質に関する事業者の表示は、当該製品の実際の法的性質に合致しなければならない。旅行者が事業者から適切に情報提供されないときは、管轄官庁が行動すべきである。

(17) パック旅行又はリンクされた旅行給付の基準としては、宿泊又は、バス、鉄道、船舶若しくは航空機による旅客運送並びに自動車若しくは一定のバイクの賃貸のような異なる種類の旅行給付の組み合わせのみが考慮に入れられるべきである。とりわけ長期の語学コースの枠内での居住目的での宿泊は、本指令の意味での宿泊とは認められない。たとえば旅行保険のような金融サービスは、旅行給付とは認められない。その上、本質的に他の旅行給付の構成要素である給付は、独自の旅行給付とみなされるべきではない。これには、例えば旅客運送の列車内の手荷物運送、たとえばホテルと空港又は鉄道駅との間の運行又は移送の枠内での旅客運送のようなより小規模の運送給付、食事、飲み物、宿泊の枠内での清掃、プール、サウナ、ウエルネスもしくはフィットネス室のような価格の中に含まれているホテル固有の施設への立ち入りが入る。このことは、又、バス、鉄道、船舶又は航空機による旅客運送の一部としての宿泊の場合には、

クルーズの場合とは異なり、運送が明らかに主たる構成要素であるときは、宿泊が独自の旅行給付とみなされるべきではないことを意味している。

(18) 旅客の運送又は宿泊又は自動車若しくは一定のバイクの賃貸の本質的に構成要素でないその他の観光旅行給付給付とは、例えば以下のことを意味している。すなわち、コンサート入場券、スポーツの催し、日帰り旅行又はテーマパーク、案内、スキーパス及びスキー装備品のようなスポーツ装備品の賃貸、ウェルネス療法。これらの給付がたとえば宿泊といった他の種類の旅行給付とのみ組み合わせられるなら、これらの給付がパック旅行又はリンクされた旅行給付の価値の重要な部分を形成しているときにのみ、又はこれらの給付が旅行の本質的な特徴として取得されている、若しくは、別の点で旅行の本質的な特徴を意味しているときにのみ、これはパック旅行又はリンクされた旅行給付の形成へと導くべきである。その他の観光旅行給付が組み合わせの価格の 25% 以上を形成しているときは、これはパック旅行又はリンクされた旅行給付の価値の重要部分を意味する給付とみなされるべきである。たとえば、ホテルへの旅行者の到着後にその他の観光旅行給付が、独自の給付として予約されたホテル宿泊に追加されたときは、パック旅行とはみなされないことが明確にされるべきである。最初の旅行給付の提供の開始後にはじめて追加的な観光旅行給付につき契約の締結を旅行者に勧めるために、旅行主催者又は旅行仲介人が旅行者にこれらの給付を予め選択することを勧めることによって、本指令の回避に導くことのないようにすべきである。

(19) 短期の旅行の場合には旅行者は保護の必要が少ないから、宿泊を含まない 24 時間内の旅行、並びに時折に利益目的なしに限られた旅行者グループにのみ提供される又は仲介されるパック旅行又はリンクされた旅行給付は、事業者に必要な費用をかけさせないために、指令の適用範囲から除外されるべきである。後者には、たとえば年に数回、慈善団体、スポーツ団体又は学校によってその構成員のために催される公的に提供されない旅行が、入りうる。この種のパック旅行又はリンクされた旅行給付は本指令には含まれないことについて、

事業者及び旅行者が十分に情報提供されることを保障するために、この適用除外に関する適当な情報が、公的に入手可能とされるべきである。

(20) 本指令は、本指令が含んでいない点を規制する各国の国内法には影響を及ぼさない。

(21) 加盟各国は、さらに、欧州共同体法との調和において、指令の適用範囲にない領域に本指令を適用する権限を有するべきである。それゆえ、本指令の適用範囲にない契約のために本指令の規定に適合した国内法規を維持し又は取り入れることができる。たとえば、(休暇用住居の賃貸のように) 個々の旅行給付に関する独自の契約のために、利益目的なしに限られた数の旅行者のためにもっぱら時折に提供される又は仲介されるパック旅行又はリンクされた旅行給付のために、又は、宿泊を含まない24時間内のパック旅行又はリンクされた旅行給付のために、加盟各国は適合した規定を維持し又は取り入れることができる。

(22) パック旅行は、旅行主催者としての事業者がパック旅行の取り決め通りの提供につき全体として責任を負うことにより、なかならず際だっている。パック旅行の主催者以外の事業者が登場するときのみ、事業者(ふつう有形の販売所を有する事業者又はオンライン販売所を有する事業者)は、主催者として責任を負うことなく、仲介人として行為しうるだけである。特定のパック旅行の場合に事業者が旅行主催者として行為するかどうかは、パック旅行の形成への事業者の関与にかかっており、この事業者が彼の活動をどのように記述するかにかかっていない。事業者が旅行主催者か旅行仲介人かどうかの問題の吟味に際しては、当該事業者が提供側で活動しているのか、旅行者の名前で行為する代理人として行為しているかで、区別すべきではない。

(23) EWG 指令第 90/314 号は、パック旅行の取り決め通りの実施につき責任を負うのは旅行主催者か、旅行仲介人か、又は双方かについての決定を、加盟各国に委ねている。この柔軟性が、どの事業者が当該旅行給付の提供につき責任を負うかについて、多くの加盟国で不明確さを生じている。それゆえ、本指令においては、旅行主催者も旅行仲介人も責任を負う旨が各国の国内法規定に定

められている場合を除き、旅行主催者がパック旅行契約に含まれている旅行給付の提供につき責任を負うことが明確にされるべきである。

(24) パック旅行の仲介人は、旅行主催者と共に、契約前の情報提供の準備につき責任を負うべきである。なかんずく国境を越える場合のコミュニケーションを容易にするために、旅行者は、彼がパック旅行を取得した旅行仲介人を介しても、旅行主催者に接触できるべきである。

(25) 旅行者は、彼が旅行を遠距離通信の方法で、有形の販売所で、又はその他の販売チャンネルで取得したかどうかとは関係なく、パック旅行の取得前に、必要な全情報を受け取るべきである。これらの情報の準備に際して、事業者は、事業者が合理的に認識できる限り、旅行者の年齢又は身体障害により特別な保護を必要とする旅行者の要求を考慮しなければならない。

(26) 旅行給付の本質的な性質に関する、又は、広告中に、旅行主催者のウェブサイトに又はパンフレット中に契約前の情報として含まれている代金に関する基本的情報は、旅行主催者が変更を留保しており、かつこの変更がパック旅行契約の締結前に旅行者に明らかになるときを除き、拘束力を有する。その実現が問題なく可能となる新しい通信技術に鑑みて、パンフレットのための特別規定は成程もはや必要ないが、契約前の情報の変更が旅行者に通知されることは保障されるべきである。パック旅行契約の両当事者が契約前の情報の変更について明示に同意するときは、契約前の情報の変更は常に可能であるべきである。

(27) 本指令の情報提供義務はきわめて詳細であるが、他の適用可能な欧州連合の法的行為 (Unionsrechtsakten、訳者注:規則、命令、決定、勧告、意見をいう。EU機能条約第 288 条) に定められている情報提供義務は関係するべきでない。

(28) 旅行主催者は、旅行目的地のビザの要求に関する一般的な情報を与えるべきである。ビザの取得に要するおおよその期間に関する情報は、目的地国の当局の記載の参照指示の形で与えられることができる。

(29) パック旅行契約の特殊性を考慮して、パック旅行の開始前及び開始後の契約当事者の権利及び義務が、とりわけ契約が取り決め通りに履行されない場

合、又は、特定の事情が変更される場合について、定められなければならない。

(30) パック旅行はかなり事前に取得されるから、予見できない出来事が生じうる。それゆえ、旅行者は一定の要件の下にパック旅行契約を他の旅行者に譲渡する権限を有すべきである。この場合に、たとえば旅行者の氏名の変更のため、又はキャンセルもしくは運送証明書の新規発行のため、下請負人が手数料を請求するときには、旅行主催者はその出費の払い戻しを請求できるべきである。

(31) 旅行者は、パック旅行の開始前にいつでも、(予想される節約される費用及び旅行給付の他の方法での使用から得られる収入を考慮して) 是認できる相当な解除料の支払と引き換えに、パック旅行契約を解除できる。その上、回避不能な異常事態により旅行の実施が著しく侵害されるときは、旅行者は、解除料の支払をすることなくパック旅行契約を解除できる。回避不能な異常事態には、たとえば戦争行為、テロのような安全の重大な侵害、旅行目的地での重篤な疾病の突発のような人の健康の重大なリスク、高潮、地震又はパック旅行契約中で合意された旅行目的地での安全な旅行を不能ならしめる気象状況のような自然災害が、含まれる。

(32) たとえば、最少参加者数が達成されず、この可能性が契約に定められていたときのような、一定の場合には、旅行主催者も、パック旅行の開始前に補償なしでパック旅行契約を終了する権限を有するべきである。この場合には、旅行主催者は、パック旅行との関連で給付された全支払金額を旅行者に払い戻すべきである。

(33) 一定の場合には、旅行主催者はパック旅行契約を一方的に変更できるべきである。変更によって旅行給付の本質的な性質が著しく変更されるときは、むしろ、旅行者はパック旅行契約を解除できるべきである。たとえば、旅行給付の性質又は価値の低下の場合に、これが当てはまりうる。たとえば、パック旅行契約中に表示された出発時間又は到着時間の変更は、それが、たとえば運送又は宿泊の変更により、旅行者に相当な不愉快又は追加的な費用を生じたときには、著しいものとみなされるべきである。旅行者の運送のための燃料又は

その他のエネルギー源の費用の場合に、パック旅行契約に含まれている旅行給付の提供に直接関与していない第三者によって引き上げられる税金や使用料の場合に、又はパック旅行に関連した為替相場に変動が生じた場合に、契約中にこのような代金引き上げの可能性が明示的に留保されており、かつ、これらの代金の引き下げに照応した代金引き下げ請求権を旅行者が有する旨を契約が定めているときにのみ、代金引き上げが可能であるとされるべきである。旅行主催者が包括代金の 8% 以上の代金引き上げを提案するときは、旅行者は、解除料の支払をすることなく、契約を解除する権限を有するべきである。

(34) パック旅行契約の履行に際しての契約違反の場合には、違反除去 *Abhilfe* のための特別規定が定められるべきである。問題の場合には、旅行者は違反除去を請求できるべきであり、かつパック旅行契約の旅行給付の重要な部分が提供され得ないときには、旅行者に他の相当な措置 *Vorkehrung* が提供されるべきである。旅行者が定めた相当な期間内に旅行主催者が契約違反に対する違反除去を自ら為すことができないときは、旅行者は自ら違反除去を為すことができ、掛った必要経費の払い戻しを請求できるとすべきである。とりわけ、即座の違反除去が必要なときのような一定の場合には、期間の設定は必要でないと思われるべきである。たとえば旅行主催者の予定したバスの延着によって、旅行者が、航空便に間に合わせるため、タクシーを利用せざるをえないときが、これに当てはまる。また、旅行者は、減額請求権、パック旅行契約の解除権及び／又は損害賠償請求権をも有するべきである。損害賠償は、たとえば当該旅行給付の提供に際しての重大な問題による失われた休暇旅行の楽しみのような、非財産的損害をも含むべきである。旅行者は、事案の諸事情を考慮して、パック旅行契約の旅行給付の提供の間に認められた契約違反を旅行主催者に対して遅滞なく通知する義務を負うべきである。旅行者が通知をしない場合に、この通知があれば損害を防止し又は減少させたであろうときは、相当な減額又は相当な損害賠償の決定に当たり、この懈怠を考慮することができる。

(35) 統一性を図るために、本指令の諸規定は、旅行給付に関する国際協定及

び旅客の諸権利に関する欧州連合規定に適合されなければならない。旅行主催者がパック旅行契約の旅行給付の不提供又は瑕疵ある提供につき責任を負うときは、旅行主催者は、国際航空交通における運送に関する一定の規定の統一のための1999年のモントリオール協定、国際鉄道交通に関する1980年の協定(COTIF)、並びに、旅行者及びその手荷物の海上運送に関する1974年のアテネ協定のような、国際協定における給付提供者の責任制限に依拠することができるべきである。回避不能な異常事態により、出発地への旅行者の適時の帰路運送の確保が不可能である場合は、旅客の諸権利の保護に関する現行又は将来の欧州連合規定中により長期の期間が定められているときを除き、旅行主催者は、1人当たり最高3泊の期間の旅行者の宿泊に必要な費用を負担すべきである。

(36) 本指令及び関連する他の欧州連合規定又は国際協定に基づく旅行者の請求権行使の諸権利は、本指令によって影響を受けるべきでなく、したがって、旅行者は、さらに主催者に対する、運送事業者に対する、又は1のもしくは場合によっては2以上のその他の責任ある当事者に対する、請求権を主張する可能性を有している。過剰補償を避けるために、本指令によって与えられる損害賠償支払金額又は代金減額額は、他の関連する欧州連合規定又は国際協定により与えられる損害賠償支払金額又は代金減額額から控除されるべきであり、逆のことも行われるべきである。旅行主催者の責任は、給付提供者を含む第三者に対する償還請求権 *Regressanspruch* に影響を与えないとされるべきである。

(37) 旅行者が旅行中に困難に遭遇したときは、主催者は、遅滞なく適切な援助 *Beistand* を与える義務を負うべきである。この援助は、主として、(関連する限り) 医療サービス、現地当局及び領事援助のような点での情報提供、並びに、たとえば遠距離通信手段及び代替旅行手配に関する実際的な助力の提供にあるべきである。

(38) 欧州委員会は、2013年3月18日の「航空事業者の倒産の場合の航空旅客の保護」と題する報告で、とりわけ欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第

261/2004 号及び E G 規則第 1008/2008 号の一層の遵守貫徹による、並びに、業界のより強力な契約責任 Engagement による、航空事業者の倒産の場合における航空旅客の保護の改善策を説明している。この措置が効果を生じなければ、立法措置が考慮されうる。この報告は、個別給付すなわち航空旅行給付の取得に関しており、それゆえパック旅行及びリンクされた旅行給付についての倒産保護を取り扱ってはいない。

(39) 加盟各国は、パック旅行を取得する旅行者が旅行主催者の倒産から全面的に保護されることを、保障すべきである。旅行主催者が居住している加盟各国は、旅行主催者の倒産の場合に、旅行者の名において給付された全支払金額の払い戻しにつき、及び（パック旅行が旅客運送を含んでいるときは）旅行者の帰路運送につき、この保証が与えられることを保障すべきである。もちろん、パック旅行の継続を旅行者に提供することも可能であるべきである。倒産保護をどのように形成するかは、加盟各国に委ねられているが、加盟各国は、有効な保護を保障しなければならない。有効とは、旅行主催者の支払能力により旅行給付が実施されない、一部実施されないもしくは一部しか実施されないとき、又は、給付提供者が旅行者からその支払いを請求するときに、保護を利用できることを意味する。加盟各国は、倒産保護の提供者に対する直接請求権が明示されている証明書を旅行主催者が旅行者に交付することを、請求できるべきである。

(40) 倒産からの保護が有効であるためには、保護は、旅行主催者の倒産に見舞われた予見可能な支払金額を、及び、場合によっては帰路運送の予見可能な費用を、カバーしなければならない。このことは、支払金の受領と旅行の終了までの間の期間を考慮して、ハイシーズンのパック旅行のために旅行者から又は旅行者の名で給付される予見可能な全支払金額及び場合によっては帰路運送の予見可能な費用をカバーするために、保護は充分でなければならないことを意味している。それは通常、防護が、パック旅行に関する主催者の売上高の相当高い割合をカバーしなければならないこと、並びに、交通の態様、旅行目的地、許容される前払い金額に関する法律上の制限又は旅行主催者の義務及びパック

旅行開始前のその時期のような諸要因に拠りうることを、意味している。なるほど必要なカバーは、たとえば前年の事業年度における売上高のような現実の取引数字によって算定されうるが、旅行主催者はパック旅行販売の著しい増大をも含めて高まるリスクの中での倒産保護に適合することを義務づけられるべきである。しかし、有効な倒産保護とは、たとえば多数の大手の旅行主催者が同時に倒産した場合のように、保護の費用に過度の影響を及ぼし、したがってその有効性が害されるであろう、とても起こりそうもないリスクが考慮されなければならないことを、意味してはいない。こうした場合には、保証される払い戻し額は制限されうる。

(41) パック旅行契約の場合の当事者、並びに旅行者から又はその名で給付された支払金額の受け取り、に関する各国の国内法及び国内実務における相違に鑑みて、加盟各国は、倒産保護を締結することを旅行仲介人からも要求する可能性を有するべきである。

(42) EG指令第2006/123号と合致して、倒産保護に関する義務が自由なサービス取引及び居住・営業の自由を妨げることを阻止するための規定を設けることが持ち出された。それゆえ、加盟各国は、居住地加盟国の法により適用される倒産保護の承認を義務づけられるべきである。倒産保護に関する行政協力、並びに、異なる加盟国で活動している旅行主催者及び場合によっては旅行仲介人の監督、を容易にするため、加盟各国は、中央連絡機関を決定する義務を負うべきである。

(43) リンクされた旅行給付を仲介する事業者は、旅行者がパック旅行を買うのではないこと、及び旅行給付のその時々提供のみがその契約の取り決め通りの履行につき責任を負うこと、について旅行者に情報提供する義務を負うべきである。その上、リンクされた旅行給付を仲介する事業者は、彼らが受け取った支払代金の払い戻しにつき、及び、(彼らが旅客運送につき責任を負っているときは)旅行者の帰路運送につき、倒産保護を提供する義務を負わされるべきであり、かつ旅行者にそれについて情報提供をすべきである。リンクされた旅

行給付の一部である個別契約の履行につき責任を負う事業者は、欧州連合の一般的な消費者保護規定及び特別分野の欧州連合規定に従う。

(44) 加盟各国は、パック旅行及びリンクされた旅行給付のための倒産保護規定の制定にあたっては、零細事業者の特別な状況を考慮することを、ただしその際に旅行者のために同等の保護水準を保障することを、妨げられるべきではない。

(45) 旅行者は、パック旅行又はリンクされた旅行給付の予約過程でミス Fehler が生じた場合に保護されるべきである。

(46) 旅行者が本指令から生ずる自己の権利を放棄することは許されないこと、並びに旅行主催者又はリンクされた旅行給付を仲介する事業者が、単に旅行給付の提供者として、仲介人としてもしくはその他の性質の者として活動しているにすぎないと主張することによって、彼らの義務を免れることは許されないこと、が保障されるべきである。

(47) 加盟各国は、本指令を国内法化した各国の国内法に対する違反の制裁に関する規定を定め、その遵守を保障すべきである。この制裁は有効で、バランスのよい、威嚇的なものでなければならない。

(48) 本指令の発出は、消費者保護に関する特定の欧州連合の法的行為（前出(27) 参照）に適合していることを要求している。欧州議会及び閣僚理事会の E G 規則第 2006/2004 号が本指令違反に適用されることが、特に明確にされるべきである。さらに欧州議会及び閣僚理事会の E U 指令第 2011/83 号が現在の法文においては、EWG 指令第 90/314 号に定められてい諸契約には適用されないから、リンクされた旅行給付の一部である個別旅行給付が別の方法で E U 指令第 2011/83 号の適用範囲から除外されないかぎりにおいて、この個別旅行給付に E U 指令第 2011/83 号が適用されること、及び、当該指令中に置かれた一定の消費者の諸権利がパック旅行にも適用されることを確保するためには、E U 規則第 2011/83 号を改正することが必要である。

(49) 本指令は、欧州議会及び閣僚理事会の E G 指令第 95/46 号に定められてい

る人に関連するデータの保護に関する規定、並びに、欧州議会及び閣僚理事会のEG規則第593/2008号を含む国際私法の領域における欧州連合規定、には影響を与えない。

(50) 倒産保護及びリンクされた旅行給付についての情報に関する本指令の規定が、EG規則第593/2008号及び欧州議会及び閣僚理事会のEU規則第1215/2012号の意味でのその活動を何らかの方法で1の又はそれ以上の加盟国で行っているが加盟国内に居住していない事業者にも、適用されるべきであることが、明確に規定されるべきである。

(51) 域内市場の秩序正しい機能化と高度のかつ出来るだけ統一的な消費者保護水準とに寄与するという本指令の目的は、加盟各国によっては充分には達成され得ず、むしろその規模から欧州連合レベルでより良く達成されるから、欧州連合は、欧州連合条約第5条に根拠を置く補完の原則に合致して行動することができる。同条に挙げられている釣り合いの原則に従って、本指令は、本指令の達成に必要な程度を超えていない。

(52) 本指令は、欧州連合の基本権憲章によって承認されたように、基本権及び基本原則と合致している。本指令は、とりわけ憲章第16条による事業者の自由を尊重し、同時に憲章第38条によるEU内での高度の消費者保護水準を保障している。

(53) 説明文書に関する2011年9月28日の加盟各国とEU委員会との政策的共同声明により、加盟各国は、根拠づけられている場合には、その国内法化措置の報告に追加して、指令の構成部分と加盟各国の国内法化手段との間の関連が説明されている1又は多数の文書を送付する義務を負う。本指令に関して、立法者は、この種の文書の送付を正当であると考えた。

(54) それゆえ、EWG指令第90/314号は廃止されるべきである。

以下の指令を発出した。